

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の表示)            第四条の四 「略」</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力 (pV) をもつて表示する。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局 (必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの若しくは無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が一ワット以下の無線局のうち、主としてデータ伝送を行う無線局 (上空で運用するものを除く。) であつて七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。) の送信設備</p> <p>「三 略」</p>	<p>(空中線電力の表示)            第四条の四 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局 (必要周波数帯幅が四五〇MHz以上であり、かつ、空中線電力が〇・〇〇一ワット以下の無線局のうち、屋内において主としてデータ伝送を行う無線局であつて三・四GHz以上四・八GHz未満若しくは七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの又は無線標定業務を行うことを目的として自動車その他の陸上を移動するものに開設する無線局であつて二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものをいう。以下同じ。) の送信設備</p> <p>「三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。